



経済社会理事会

(Economic and Social Council)

配布：一般
2009年12月21日

原文：英語

経済的、社会的及び文化的権利委員会

第43会期

2009年11月2日～20日

一般的意見第21

文化的生活に参加する万人の権利（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第15条第1項(a)）

I. イントロダクション及び基本的前提

1. 文化的権利は、人権の重要な一部を成すものであり、他の権利と同様、普遍的、不可分かつ相互依存的な性質を有する。文化的権利を十分に促進し、尊重することは、多様性のある多文化世界において、人間の尊厳と、個人間やコミュニティ間の積極的な社会的交流を維持する上で、極めて重要である。

2. 文化的生活に参加する万人の権利 (right of everyone to take part in cultural life) は、第15条に規定された他の文化的権利、すなわち、科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利 (第15条第1項(b))、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する万人の権利 (第15条第1項(c)) 並びに科学研究及び創作活動に不可欠な自由に対する権利 (第15条第3項) と密接に関係する。また、文化的生活に参加する万人の権利は、本質的に、教育に対する権利 (第13条及び第14条) と関連する (個人及びコミュニティは、教育に対する権利を通じて、その価値観、宗教、慣習、言語及びその他の文化的レファレンスを継承する。また、この権利は、相互理解の雰囲気や、文化的価値観を尊重する雰囲気の醸成にも役立つ。)。文化的生活に参加する万人の権利は、規約に規定されたその他の権利 (自己決定権 (第1条) 及び十分な生活水準に対する権利 (第11条) を含む。) と相互依存的な関係にある。

3. 文化的生活に参加する万人の権利は、世界人権宣言の第27条第1項 (「すべての人は、社会の文化的生活に自由に参加する権利を有する」) においても認められている。その他の人権文書も、文化的活動に平等に参加する権利¹、社会的・文化的活動のあらゆる側面に参加する権利²、文化的生活及び芸術的生活に十分に参

¹ 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」第5条(e)(vi)。

² 「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」第13条(c)。

加する権利³、文化的生活にアクセスし、これに参加する権利⁴、並びに他の人々と平等に文化的生活に参加する権利⁵を規定している。市民的及び政治的権利⁶、マイノリティに属する人々の権利（公的にも私的にも、自らの文化を享有し、自らの宗教を信仰・実践し、自らの言語を使用する権利⁷、及び文化的生活に効果的に参加する権利⁸）、先住民の権利（彼らの文化的制度、先祖伝来の土地、天然資源及び伝統的知識に対する権利⁹）並びに発展の権利¹⁰に関する文書にも、この主題に関する重要な規定が含まれている。

4. 本一般的意見では、特に、文化的生活に参加する万人の権利（第 15 条第 1 項(a)）について扱う。また、同条第 2 項、第 3 項及び第 4 項は、それぞれ、文化、創作活動、並びに文化の分野における国際的なつながり及び国際協力の発展に関するものであることから、これらの条項も併せて扱う。自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利（第 15 条第 1 項(c)）は、一般的意見第 17（2005）で扱われている。

5. 当委員会は、報告書の検討や締約国との対話を通じて、この主題に関する経験を長年にわたり積んできた。さらに、当委員会は、本一般的意見の作成に向けて、国際機関及び市民社会の代表者との一般的討議を 2 回（1992 年及び 2008 年）開催した。

II. 第 15 条第 1 項(a)の規範的内容

6. 文化的生活に参加する権利は、自由（freedom）の性質を有するということができる。この権利を確保するには、締約国の不作為（すなわち、文化的習慣の実践や、文化的な物資及びサービスへのアクセスを妨害しないこと）及び積極的措置（文化的生活の参加、支援及び促進に必要な前提条件を確保すること、また、文化的物資へのアクセスを確保し、かかる物資の維持・保存を徹底すること）が必要となる。

7. 文化的生活に参加する権利を（単独で、又は他の人々と共に）行使するか否かに係る個人の決定は、文化的な選択である。したがって、かかる決定は、平等に認められ、尊重され、保護されるべきである。この点は、特に、すべての先住民との関係で重要である（彼らは、国連憲章、世界人権宣言及び国際人権法、並びに先住民の権利に関する国際連合宣言において認められているように、すべての人権及び基本的自由を、集団又は個人として完全に享受する権利を有する。）。

³ 「子どもの権利条約」第 31 条第 2 項。

⁴ 「すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」第 43 条第 1 項(g)。

⁵ 「障害者の権利に関する条約」第 30 条第 1 項。

⁶ 特に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条及び第 22 条。

⁷ 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第 27 条。

⁸ 「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」第 2 条第 1 項及び第 2 項。「少数民族保護のための枠組み条約」（欧州評議会、ETS No. 157）の第 15 条も参照。

⁹ 「先住民の権利に関する国際連合宣言」の、特に第 5 条、第 8 条及び第 10 条～第 13 条以下を参照。「独立国における原住民及び種族民に関する ILO 第 169 号条約」の、特に第 2 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 13～第 15 条以下も参照。

¹⁰ 「発展の権利に関する宣言」（総会決議 41/128）の第 1 条。当委員会は、一般的意見第 4 の第 9 パラグラフにおいて、権利は、2 つの国際規約及び適用される他の国際文書に規定された他人の権利と切り離して捉えることはできないとしている。

A. 第 15 条第 1 項(a)の内容

8. 第 15 条第 1 項(a)において、文化的生活に参加する万人の権利について用いられている用語の趣旨又は範囲は、以下のように解するべきである。

「万人」 (everyone)

9. 当委員会は、「自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利に関する一般的意見第 17¹¹」において、第 15 条第 1 行目の「万人 (すべての者)」が、個人又は集団を意味しうることを認めた。つまり、個人は、文化的権利を、(a)単独で、(b)他者と共に、又は(c)コミュニティ若しくは集団の内部で行使することができる。

「文化的生活」 (cultural life)

10. 「文化」の定義については、過去、すでに様々なものが主張されており、今後もこれらと異なる定義が提示される可能性がある。しかし、これらの定義はいずれも、文化という概念に内在する多面性に言及している¹²。

11. 当委員会の見解によれば、文化とは、人間の存在のあらゆる発現を包含する、広範かつ包括的な概念である。「文化的生活」という表現は、過去、現在そして未来のある、歴史的、動的かつ発展を続ける生活過程としての文化を明示的に指したものである。

12. 文化という概念は、隔絶された発現又は閉鎖的な区分の集合としてではなく、個人やコミュニティが、自らの特異性や目的を維持しつつ、人類の文化を表現するための相互作用的プロセスとして捉えなければならない。これは、社会の創造物・産物としての文化が有する個性及び異質性を考慮した概念である。

13. 当委員会は、第 15 条第 1 項(a)の実施に関し、「文化」には、特に、生活様式、言語、口承文学及び記載文学、音楽及び歌、非言語コミュニケーション、宗教又は信条の体系、典礼及び儀式、スポーツ及びゲーム、生産方法又は技術、自然環境及び人工環境、衣食住、並びに芸術、慣習及び伝統が含まれると考える。個人、個人の集団及びコミュニティは、これらを通じて、自らの人間性と存在に対して付与する意味合いを表現し、また、自らの生活に影響を与える外力との接触を反映した世界観を構築する。文化は、個人、個人の集団及びコミュニティが有する幸福

¹¹ 一般的意見第 17 (2005) 第 7 及び第 8 パラグラフの「作者」の定義を参照。

¹² 文化とは、(a)「特定の社会又は社会集団に特有の精神的、物質的、知的及び感情的な特徴を合わせたものであり、芸術や文学だけではなく、生活様式、共生の方法、価値観、伝統及び信仰をも含むもの」(UNESCO「文化的多様性に関する世界宣言」序文の第 5 パラグラフ)、(b)「本質的には、個人が創造活動に参加し及び協力することによって生ずる社会的現象」であり、「芸術作品及び人文学(訳注:”human rights”とあるが、正しくは”humanities”。)へのアクセスに限定されるものでなく、同時に、知識の取得、生活様式上の要求及び伝達の必要でもある」(UNESCO「大衆の文化生活への参加及び寄与を促進する勧告」(1976、ナイロビ勧告)序文の第(a)及び(c)パラグラフ)、(c)「価値観、信条、信念、言語、知識、芸術、伝統、慣行及び生活様式であり、それを通じて、人又は集団が、その人間性、及び彼らが自らの存在や発展に与える意味合いを表現するものを含む」(「文化的権利に関するフリブール宣言」第 2 条(a) (定義))、(d)「自らを他の類似する社会的集団と区別するある社会的集団の物質的及び精神的な活動及び産物の総体」であり、また「価値観及び表象のシステムであるとともに、日常生活における行動及び社会的関係に必要な指針及び意義を個人に与える、特定の文化的集団が長年にわたり繰り返してきた一連の慣行」(Rodolfo Stavenhagen「文化的権利：社会科学の観点」、H. Niec (編)「文化的権利及び権利侵害：世界人権宣言 50 周年記念小論集」(パリ、レスター、UNESCO Publishing and Institute of Art and Law)所収)。

(well-being) の価値観と、経済的、社会的及び政治的生活を形成するとともに、これらを反映している。

「参加する」 (to participate/to take part)

14. 「参加する」 (to participate/to take part in) という用語は、同義であり、他の国際文書及び地域文書においても互換的に用いられている。

15. 文化的生活に参加する権利には、特に、相互に関連する 3 つの主要な要素が含まれている ((a) 文化的生活への参加、(b) 文化的生活へのアクセス、及び(c) 文化的生活への貢献)。

(a) 「参加」には、特に、すべての人が (単独で、若しくは他者と共に、又はコミュニティとして) 自由に行動する権利、自らのアイデンティティを選択する権利、1 つ若しくは複数のコミュニティに属し、若しくは属さない権利、又はその選択を変更する権利、社会の政治的生活に参加する権利、自らの文化的習慣を実践する権利、並びに自らが選択した言語で自らを表現する権利が含まれる。また、すべての人は、文化的知識及び文化的表現を探求し、発展させる権利、それらを他者と共有する権利、並びに創造的に行動し、創造的活動に参加する権利も有する。

(b) 「アクセス」には、特に、すべての人が (単独で、若しくは他者と共に、又はコミュニティとして) 教育及び情報を通じて、自ら及び他者の文化を知り、理解する権利、並びに文化的アイデンティティに十分配慮した良質な教育及び訓練を受ける権利が含まれる。また、すべての人は、情報又はコミュニケーションのあらゆる技術媒体を用いた表現と発信の方式を学ぶ権利、文化的な物資及び資源 (例：土地、水¹³、生物多様性、言語、特定の施設) の使用を伴う生活様式に従う権利、さらに他者及び他のコミュニティの文化的遺産及び文化的創作の恩恵を享受する権利も有する。

(c) 「文化的生活への貢献」とは、コミュニティの精神的、物質的、知的及び感情的な表現の創造に関与する万人の権利を意味する。この権利は、自らが属するコミュニティの発展に参加する権利、並びに文化的権利の行使に影響を与える政策及び決定の策定及び実施に参加する権利によって支えられている¹⁴。

B. 文化的生活に参加する権利の諸要素

16. 以下は、文化的生活に参加する万人の権利を、いかなる差別もなく、平等かつ完全に実現する上で必要な条件である。

(a) 「利用可能性」は、すべての人々が享有し、恩恵を受けられるように公開されている文化的な物資及びサービスが存在することを意味する。かかる物資及びサービスには、図書館、美術館、劇場、映画館及び競技場、文学 (民間伝承を含む。) 及びあらゆる形態の芸術、文化的交流に不可欠な共用オープンスペース (例：公園、広場、大街路及び道路)、国家にその特性と生物多様性をもたらす自然の恵み (例：海、湖、川、山、森及び自然保護区。そこに存在する植物や動物を含む。)、無形の文化財 (例：言語、慣習、伝統、信条、知識、歴史)、並びに価値観 (これは、人々やコミュニティのアイデンティティを形成すると同時に、人々やコミュニティの文化に多様性をもたらす。) が含まれる。すべての文化的物

¹³ 一般的意見第 15 (2002) 第 6 及び第 11 パラグラフを参照。

¹⁴ UNESCO「文化的多様性に関する世界宣言」第 5 条。また、「文化的権利に関するフリブール宣言」第 7 条も参照。

資の中でも、特に、多様な集団、マイノリティ及びコミュニティが同じ領域を自由に共有できる場合に生み出される、異文化間の生産的な知的つながり (kinship) は重要な価値を有する。

(b) 「アクセス可能性」は、個人及びコミュニティが、都市部及び農村部において、地理的にも経済的にも万人の手に届く範囲で、差別を受けることなく、文化を十分に享有する機会を有することを意味する¹⁵。これについては、高齢者、障害者、及び貧困に生きる人々にアクセスが与えられ、かつ、そのアクセスが容易になるよう改善されることが重要である。また、アクセス可能性には、すべての人が、あらゆる文化的発現に関する情報を、自らが選択した言語で探し、受領し、伝える権利を有すること、さらにコミュニティが表現手段及び発信手段へのアクセスを有することも含まれる。

(c) 「許容可能性」とは、締約国が文化的権利の享受のために採択する法律、政策、戦略、プログラム及び措置が、これと関係する個人及びコミュニティに許容可能な方法で策定・実施されるべきであることを意味する。これに関しては、文化的多様性の保護を目的とした措置が、関係する個人及びコミュニティに許容可能なものであることを担保するため、これらの個人及びコミュニティとの協議が行われるべきである。

(d) 「適応性」とは、文化的生活の任意の分野に関して締約国が採択した戦略、政策、プログラム及び措置（個人及びコミュニティの文化的多様性を尊重したものでなければならない。）の柔軟性と適切性を意味する。

(e) 「妥当性」とは、特定の文化的様相又は文化的背景に適した方法で、すなわち個人及びコミュニティ（マイノリティ及び先住民を含む。）の文化及び文化的権利に配慮した方法で、人権が実現されることを意味する¹⁶。当委員会は、過去の一般的意見（特に、食料、健康、水、住居及び教育に対する権利に関する一般的意見）において、文化的妥当性（あるいは文化的許容性又は適切性）という概念にたびたび言及してきた。また、権利が実現される方法も、文化的生活及び文化的多様性に影響を与える可能性がある。これに関して、当委員会は、特に、食料・食料消費、水の利用、医療・教育サービスの提供方法、及び住居の設計・建築方法に対する文化的価値観に、可能な限り配慮する必要があることを強調したい。

C. 文化的生活に参加する権利に対する制限

17. 文化的生活に参加する万人の権利は、国際人権文書で認められている他の権利の享受と密接に関係している。したがって、締約国は、国際法で保障されたすべての人権を促進・保護するため、第15条第1項(a)に基づく義務に加え、規約の他の条項及び国際文書に基づく義務を履行する責任を負う。

18. 国家は、国や地域の特殊性、さらに様々な歴史的、文化的及び宗教的背景を考慮しなければならない一方で、その国の政治的、経済的又は文化的システムに関わらず、すべての人権及び基本的自由を促進し、保護する義務を負っているということを繰り返し指摘したい¹⁷。よって、何人も文化的多様性を理由に、国際法で認められた人権を妨害したり、又はかかる人権の範囲を制限したりすることはできない¹⁸。

¹⁵ 一般的意見第20（2009）を参照。

¹⁶ 「文化的権利に関するフリブール宣言」第1条(e)。

¹⁷ 「ウィーン宣言及び行動計画」第5パラグラフ。

¹⁸ 「文化的多様性に関する世界宣言」第4条。

19. 一定の場合、特に他の人権を侵害する悪しき慣行（慣習及び伝統に由来するものを含む。）が行われる場合には、文化的生活に参加する万人の権利に制限を課す必要が生じる可能性がある。こうした制限は、規約第4条の規定に従い、正当な目的を有し、この権利の性質と両立し、かつ民主的社会における公共の福祉の促進に必要不可欠なものでなければならない。よって、いずれの制限も、比例的なものでなければならない（すなわち、複数の種類の制限を課しうる場合は、もっとも制限的ではない手段が取られなければならない。）。また、当委員会は、文化的生活に参加する権利と本質的に関連する権利（例：プライバシー権、思想、良心及び宗教の自由、言論及び表現の自由、平和的集会及び結社の自由）に対し、適法に課しうる制限、又は課し得ない制限に関する既存の国際人権基準を考慮する必要があることも強調しておきたい。

20. 第15条第1項(a)は、国家、集団又は個人が、規約で認められている権利・自由を毀損すること、又はかかる権利に対し、規約で認められた制限の範囲を超える制限を加えることを目的とする活動に従事する権利を有する趣旨と解釈してはならない¹⁹。

D. 広く適用される特別なテーマ

差別禁止及び平等な取扱い

21. 規約の第2条(2)及び第3条は、文化的生活に参加する万人の権利の行使に関し、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的若しくはその他の意見、出身国若しくは社会的出自、財産、出生又はその他の身分に基づく差別を禁止している²⁰。

22. 特に、人は誰も、ある社会的コミュニティ若しくは集団に属し、若しくは属さない選択、又は特定の文化的活動を実践し、若しくは実践しない選択を行ったことを理由に差別を受けてはならない。同様に、何人も、文化的慣行、文化的な物資及びサービスへのアクセスから排除されてはならない。

23. 当委員会は、文化的生活に参加する万人の権利の行使を保障するために、あらゆる形態の差別を撤廃することは、法律の採択・改正・廃止、又は広報や情報を通じて行うことで、多くの場合、限られたリソース²¹で達成可能であるということを強調する。特に、直接的又は間接的な差別を撤廃するために重要な最初のステップは、国家が、自国領域内に、様々な個人やコミュニティの多様な文化的アイデンティティが存在していることを認めることである。締約国は、当委員会が作成した、締約国の義務の性質に関する一般的意見第3(1990)の第12パラグラフ（深刻な資源の制約がある場合であっても、目標が限定された、相対的に低コストのプログラムを採用することにより、もっとも不利益を受け、疎外された個人及び集団を保護することは可能であり、また、保護しなければならないと述べている。）を参照されたい。

24. 事実上の平等を達成することのみを目的とする特別措置を暫定的に採用することは、差別に該当しない。ただし、かかる措置が、不平等な保護を永続化させるもの、又は特定の個人若しくは集団のための独立の保護制度を形成するものではなく、かつ、目的達成の時点で当該措置が中止される場合に限る。

¹⁹ 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第5条第1項。

²⁰ 一般的意見第20(2009)を参照。

²¹ 一般的意見第3(1990)、当委員会の声明：規約の選択議定書に基づく「利用可能な資源を最大限に使って」措置を講じる義務の評価(E/C.12/2007/1)を参照。

E. 特別な保護を必要とする人々及びコミュニティ

1. 女性

25. 経済的、社会的及び文化的権利の享受に対する男女の平等な権利を確保することは、締約国に課された強制的かつ即時的な義務である²²。規約第 15 条第 1 項 (a) との関係で規約第 3 条を実施するには、特に、女性による文化的生活、科学教育及び科学研究への十分な参加を妨げている制度的・法的な障害、及び悪しき慣行（慣習及び伝統に由来するものを含む。）による障害を撤廃する必要がある²³。

2. 子ども

26. 子どもは、文化的価値観の担い手及び次世代への伝承者として、重要な役割を果たす。締約国は、両親又は保護者の権利及び義務に十分配慮しつつ、文化的生活の分野における子どものポテンシャルを促進・発展させるために必要なすべての措置を講じるべきである。特に、国家は、規約及びその他の人権文書（教育に対する権利に関するもの。教育目的に関するものを含む。）²⁴に基づく自国の義務を考慮する際は、個人と社会が自らのアイデンティティと価値を見出す土壌となる共通の文化的・道徳的価値観を伝承し、豊かにすることが教育開発の基本目的であることを想起するべきである²⁵。よって、教育は、文化的に適切であり、人権教育を含むとともに、子どもが自身の人格と文化的アイデンティティを育むこと、そして自身が属するコミュニティ並びにその他のコミュニティ及び社会が有する文化的価値観と慣習を学び、理解することを可能にするものでなければならない。

27. この点に関して、締約国の教育プログラムは、民族的・種族的、言語的及び宗教的なマイノリティ、並びに先住民の文化的特異性を尊重したものであるべきであること、また、かかるプログラムには、彼らの歴史、知識及び技術、並びに彼らの社会的、経済的及び文化的な価値観及び理想が取り入れられるべきであることを繰り返し指摘しておきたい。このプログラムは、マイノリティ及び先住民だけではなく、すべての子どもを対象とした教育課程に取り入れられるべきである。締約国は、コミュニティから示された要望、及びこの分野に関する国際人権基準で示されている要望を踏まえ、マイノリティ及び先住民のための教育プログラムが、彼ら自身の言語に関して、又は彼らの言語で実施されるよう確保するための措置を講じ、そのための努力を惜しまないべきである²⁶。また、教育プログラムは、すべての子どもたちが、自身のコミュニティ及び国際的コミュニティに十分かつ対等に参加することを可能にするために必要な知識を伝えるものであるべきである。

3. 高齢者

28. 当委員会は、規約の締約国は、高齢者の文化的権利の促進・保護に対して特別の注意を払う義務を負うものと考え。当委員会は、高齢者が、多くの社会において、その創造的、芸術的及び知的な能力により、また、情報、知識、伝統及び文化的価値の伝承者として、なおも重要な役割を果たしていることを強調する。したがって、当委員会は、「高齢化に関するウィーン国際行動計画」の勧告 44 及び 48 に含まれるメッセージ（高齢者を、知識、文化及び精神的価値の教師及び伝承者

²² 一般的意見第 16 (2005) 第 16 パラグラフ。

²³ 同上第 31 パラグラフ。

²⁴ 特に、「子どもの権利条約」第 28 条及び第 29 条。

²⁵ 「万人のための教育世界宣言：基本的な学習ニーズを満たす」第 1～3 条。

²⁶ 特に、「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言」、「先住民の権利に関する国際連合宣言」及び国際労働機関 (ILO) の「独立国における原住民及び種族民に関する条約」（第 169 号条約）。

とするプログラムを開発することを求めるもの、及び、高齢者による文化的施設（例：美術館、劇場、コンサートホール、映画館）へのアクセスを物理的に容易にするプログラムを支援するよう政府と国際機関に奨励するもの）を重視している²⁷。

29. したがって、当委員会は、「高齢者のための国連原則」、特に原則 7（高齢者は、社会の一員として、その福利に直接的に影響する政策の策定及び実施に積極的に参加し、その知識及び技能を若い世代に伝えるべきである。）及び原則 16（高齢者は、社会の教育的、文化的、精神的及び娯楽的リソースへのアクセスを有するべきである。）を考慮するよう締約国に強く要請する²⁸。

4. 障害を持った人々

30. 「障害者の機会均等に関する標準規則」の第 17 パラグラフには、国家は、都市部であるか農村部であるかを問わず、障害のある人々が、自らのためだけではなく、そのコミュニティを豊かにするためにも、自らの創造的、芸術的及び知的な潜在能力を活用する機会を有するよう保障するべきである旨、また、国家は、文化的な公演及びサービスを提供する場所へのアクセス可能性及び利用可能性を促進するべきである旨が規定されている²⁹。

31. 締約国は、障害者の文化的な生活への参加を促進するため、特に、障害者が有する以下の権利を認めるべきである。障害者に利用しやすい形態で、文化的な作品、テレビ番組、映画、劇場及びその他の文化的活動にアクセスする権利、文化的な公演又はサービスが提供される場所（例：劇場、美術館、映画館、図書館、観光案内所）にアクセスする権利、並びにその国の文化的重要性を有する記念碑及び場所に可能な限りアクセスする権利、障害者独自の文化的・言語的アイデンティティ（手話及びろう文化を含む。）を承認される権利、並びにレクリエーション、余暇及びスポーツ活動への参加を可能な限り奨励・促進される権利³⁰。

5. マイノリティ

32. 当委員会の見解によれば、規約第 15 条第 1 項(a)には、マイノリティ及びマイノリティに属する人々が、社会の文化的な生活に参加する権利、及び自らの文化を保存し、促進し、発展させる権利も含まれている³¹。この権利の帰結として、締約国は、マイノリティ文化を、自国のアイデンティティに不可欠な要素として承認、尊重及び保護する義務を負う。したがって、マイノリティは、自らの文化的多様性、伝統、慣習、宗教、教育方法、言語、通信媒体（出版物、ラジオ、テレビ、インターネット）、並びにその他の、自らの文化的アイデンティティ及びマイノリティであることの発現に対する権利を有する。

33. マイノリティ及びマイノリティに属する人々は、自らのアイデンティティに対する権利を有するだけでなく、文化的な生活のあらゆる分野における発展の権利も有している。したがって、マイノリティ及びマイノリティに属する人々が、締約国社会に建設的に統合されるよう促進するプログラムは、マイノリティ文化の多様性を保護するため、包摂、参加及び無差別を基礎とするべきである。

²⁷ 一般的意見第 6（1995）第 38 及び第 40 パラグラフ。

²⁸ 一般的意見第 6（1995）第 39 パラグラフ。

²⁹ 国連総会決議 48/96（付属資料）。

³⁰ 「障害者の権利に関する条約」第 30 条。

³¹ 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第 27 条、「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言」第 1 条第 1 項。

6. 移民

34. 締約国は、特に、移民の文化的アイデンティティ、言語、宗教及び民間伝承、並びに文化的、芸術的及び知的なイベントを開催する権利の保護に注意を払うべきである。締約国は、移民が出身国と文化的つながりを維持することを妨げるべきではない³²。

35. 教育は、本質的に文化と関連する。そこで、当委員会は、締約国に対し、移民の子ども達が、平等取扱いの原則に則り、国立の教育機関及び教育プログラムに参加できるようにするために適切な措置を講じるよう勧告する。

7. 先住民

36. 締約国は、文化的生活に参加する権利の行使において、文化的生活の価値観が十分に配慮されるよう保障する措置を講じるべきである³³。文化的生活の価値観は、高度の共同性を有する可能性がある一方で、先住民の人々のみが表現し、コミュニティとしてのみ享受しうるものである可能性もある。先住民の文化的生活が有する高度の共同性という側面は、彼らの存在、幸福及び発展に不可欠なものであり、彼らが伝統的に所有、支配し、又はその他の方法で利用・獲得してきた土地、領地及び資源に対する権利もこれに含まれる³⁴。先住民の特異な生活様式（彼らの生活手段を含む。）の衰退、先住民の天然資源の喪失、さらに究極的には、先住民が有する文化的アイデンティティの喪失を防ぐため、先祖伝来の土地や自然との関係性と結びついた先住民の文化的な価値観と権利には、敬意と保護が与えられるべきである³⁵。締約国は、先住民が共有する土地、領地及び資源を所有、開発、管理及び使用する先住民の権利を承認し、これを保護する措置を講じなければならない。先住民の自由意思と十分な情報に基づく同意なくこれらが居住又は使用に供されている場合は、当該土地及び領地を返還する措置を講じなければならない。

37. 先住民は、自らの文化的遺産、伝統的知識及び文化的表現、並びに自らの科学、技術及び文化の発現（人的・遺伝的資源、種子、医薬品、動物相や植物相の特性に関する知識、口承、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、並びに視覚芸術及び舞台芸術を含む。）を維持、管理、保護し、発展させる権利に対する尊重を確保するために、集団で行動する権利を有する³⁶。締約国は、先住民の固有の権利に含まれる事項については、先住民の自由意思と十分な情報に基づく同意を事前に得るという原則を遵守するべきである³⁷。

8. 貧困に生きる人々

38. 当委員会は、すべての人・すべての集団が、その人間性の内に文化的豊かさを具えており、よって、すべての人・すべての集団が、文化の発展に多大な貢献をもたらすことができ、また、現にこれをもたらしていると考ええる。しかし、実際には、文化的生活のすべての領域に参加し、アクセスし、貢献する権利を平等に行使する個人・集団の能力は、貧困により著しく制限され、さらに深刻なことには、彼らの将来への希望や、自らの文化を効果的に享受する能力にまで深刻な影響を与

³² 「すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」第 31 条。

³³ 「先住民の権利に関する国際連合宣言」第 1 条を参照。また、ILO の「独立国における原住民及び種族民に関する条約」（第 169 号条約）の第 1 条第 2 項も参照。

³⁴ 「先住民の権利に関する国際連合宣言」第 26 条(a)。

³⁵ 第 169 号条約の第 13 条～第 16 条。「先住民の権利に関する国際連合宣言」第 20 条及び第 33 条も参照。

³⁶ ILO 第 169 号条約の第 5 条及び第 31 条。「先住民の権利に関する国際連合宣言」第 11 条～第 13 条も参照。

³⁷ ILO 第 169 号条約の第 6 条(a)。「先住民の権利に関する国際連合宣言」第 19 条も参照。

えるということに留意しなければならない。貧困に生きる人々の経験に共通する基本的テーマは無力感であるが、これは、彼らが置かれた状況が原因であることが多い。彼らの人権（特に、文化的生活に参加する万人の権利）を認知することは、貧困に生きる人々の大幅なエンパワーメントとなりうる³⁸。

39. 社会的産物としての文化は、平等、無差別及び参加の原則に基づき、すべての人の手が届く範囲に置かれなければならない。よって、締約国は、規約第 15 条第 1 項(a)に規定された法的義務の履行に際し、貧困に生きる人々及びそのコミュニティが有する文化的生活に参加する権利を適切に保護し、その権利の十分な行使を確保するための具体的措置を、遅滞なく講じなければならない。この点に関して、締約国は、貧困に関する当委員会の声明、並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約を参照すること³⁹。

F. 文化的多様性及び文化的生活に参加する権利

40. 文化的多様性の保護は、人間の尊厳の尊重と切り離すことのできない倫理的義務である。これは、人権及び基本的自由へのコミットメントを含意し、また、文化的権利（文化的生活に参加する権利を含む。）の全面的な実現を必要とする⁴⁰。

41. 文化に、固定された境界はない。移住、統合、同化及びグローバリゼーションといった現象は、文化、集団及び個人が各自のアイデンティティの維持に努める中、これらにかつてないほどの緊密な接触をもたらした。

42. グローバリゼーションにはプラスとマイナスの効果がある。そこで、締約国は、特にもっとも不利益を受け、疎外された個人及び集団（例：貧困に暮らす人々）のために、グローバリゼーションが文化的生活に参加する権利に及ぼす悪影響を回避する適切な措置を講じなければならない。グローバリゼーションは、単一の世界的文化を生み出すどころか、文化という概念が異なる文化の共存を意味することを証明した。

43. 締約国は、文化的な活動、物資及びサービスが、経済的側面と、アイデンティティ、価値観及び意義を伝達する文化的側面とを有することにも留意すべきである。これらを、商業的価値しか持たないものとして扱うことがあってはならない⁴¹。特に、締約国は、規約第 15 条第 2 項に留意し、文化的表現の多様性を保護し、促進するための措置を採用するとともに⁴²、すべての文化に表現と普及の機会を保障すべきである⁴³。これに関して、締約国は、人権基準（情報及び表現に対する権利を含む。）に十分に配慮するとともに、言葉とイメージによるアイデアの自由な流れを保護する必要性を十分に考慮すべきである。また、マスメディアにより、特定の文化の象徴、シンボル及び表現がマーケティング又は利己的利用のために文脈から切り離されることを防止することも、上記措置の目的となりうる。

³⁸ E/C.12/2001/10 の第 5 パラグラフを参照。

³⁹ 同上、第 14 パラグラフ。

⁴⁰ 「文化的多様性に関する世界宣言」第 4 条及び第 5 条。

⁴¹ UNESCO 「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」前文第 18 パラグラフ。また、「文化的多様性に関する世界宣言」第 8 条も参照。

⁴² UNESCO 「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」IV 第 5 条。

⁴³ 「文化的多様性に関する世界宣言」第 6 条を参照。

III. 締約国の義務

A. 一般的な法的義務

44. 規約は、第 15 条第 1 項(a)に規定された権利が差別なく行使されるよう保障する即時的義務、文化的習慣を承認する即時的義務、及びその享受と発展を妨げない即時的義務を締約国に課している⁴⁴。

45. 規約は、規約に規定された権利の「漸進的な」実現を規定し、制限されたリソースにより生じる問題を認めているが、他方で、文化的生活に参加する万人の権利の完全な実現を目的とする、計画的かつ具体的な措置を講じる明示的かつ継続的な義務を締約国に課している⁴⁵。

46. 規約に規定された他の権利と同様、文化的生活に参加する万人の権利に関して、後退的な措置を取ることは認められない。したがって、意図的にかかる措置が取られた場合、締約国は、あらゆる代替策を慎重に考慮した上で当該措置を講じたこと、また、規約で認められた一連の権利を斟酌しても、当該措置が正当性を有することを証明しなければならない⁴⁶。

47. 規約第 15 条に規定された諸権利は、相互関係を有する（上記第 2 パラグラフを参照。）。そのため、文化的生活に参加する万人の権利を完全に実現するには、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置（第 15 条第 2 項）、並びに科学研究及び創作活動に不可欠な自由の尊重を確保する措置（第 15 条第 3 項）を講じることも必要となる⁴⁷。

B. 具体的な法的義務

48. 文化的生活に参加する万人の権利は、規約に規定された他の権利と同様、3 種類ないし 3 段階の義務、すなわち(a)尊重義務、(b)保護義務、及び(c)充足義務を締約国に課している。尊重義務は、締約国に対し、文化的生活に参加する権利の享受を、直接的にも間接的にも妨害しないことを義務付ける。保護義務は、文化的生活に参加する権利に対する第三者の妨害を防ぐ措置を講じることを締約国に義務付ける。最後に、充足義務は、規約第 15 条第 1 項(a)に規定された権利を完全に実現するために、適切な立法措置、行政措置、司法的措置、予算措置、促進的措置及びその他の措置を講じることを締約国に義務付ける⁴⁸。

⁴⁴ 一般的意見第 20 (2009) を参照。

⁴⁵ 一般的意見第 3 (1990) 第 9 パラグラフ、一般的意見第 13 (1999) 第 44 パラグラフ、一般的意見第 14 (2000) 第 31 パラグラフ、一般的意見第 17 (2005) 第 26 パラグラフ、及び一般的意見第 18 (2005) 第 20 パラグラフを参照。また、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の実施に関するリンブルフ原則」第 21 パラグラフも参照。

⁴⁶ 一般的意見第 3 (1990) 第 9 パラグラフ、一般的意見第 13 (1999) 第 45 パラグラフ、一般的意見第 14 (2000) 第 32 パラグラフ、一般的意見第 17 (2005) 第 27 パラグラフ、及び一般的意見第 18 (2005) 第 21 パラグラフを参照。

⁴⁷ 一般的意見第 13 (1999) 第 46 及び第 47 パラグラフ、一般的意見第 14 (2000) 第 33 パラグラフ、一般的意見第 17 (2005) 第 28 パラグラフ、並びに一般的意見第 18 (2005) 第 22 パラグラフを参照。

⁴⁸ 一般的意見第 13 (1990) 第 46 及び第 47 パラグラフ、一般的意見第 14 (2000) 第 33 パラグラフ、一般的意見第 17 (2005) 第 28 パラグラフ、及び一般的意見第 18 (2005) 第 22 パラグラフを参照。また、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の実施に関するリンブルフ原則」第 6 パラグラフも参照。

49. 尊重義務には、万人が有する以下の権利が尊重されるようにするための具体的措置を講じることが含まれる。

(a) (単独で、若しくは他者と共に、又はコミュニティ・集団内部において) 自らの文化的アイデンティティを自由に選択する権利、コミュニティに属し、又は属さない権利、及び自らの選択を尊重される権利。

これには、文化的アイデンティティに基づくあらゆる形態の差別、排除又は強制的同化を受けない権利⁴⁹、自らの文化的アイデンティティを自由に表明し、自らの文化的習慣や生活様式を實踐する権利が含まれる。したがって、締約国は、自国の法律が、直接的又は間接的な差別により、上記権利の享受を阻害することがないように徹底するべきである。

(b) (単独で、若しくは他者と共に、又はコミュニティ・集団内部において) 自らが選択した言語で言論・表現する自由、並びにいかなる種類の国境にも関わらず、あらゆる種類・形式(芸術的形式を含む。)の情報及び思想を求め、受領し、伝える権利。

これには、様々な情報交換にアクセスする権利、かかる情報交換に参加する権利、並びに文化的な物資及びサービス(これらは、アイデンティティ、価値観及び意味の媒介物と捉えられる⁵⁰。)にアクセスする権利が含まれる。

(c) (単独で、若しくは他者と共に、又はコミュニティ・集団内部において) 創造する自由を享受する権利。これは、締約国が、芸術的形式又はその他の表現形式をとる文化的活動の検閲を廃止しなければならないことを意味する。

この義務は、締約国の「科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重する」義務(第15条第3項)と密接に関連する。

(d) (単独で、若しくは他者と共に、又はコミュニティ・集団内部において) 自らの文化的・言語的な遺産、及び他者の文化的・言語的な遺産にアクセスする権利。

特に、国家は、マイノリティが、自らの文化、遺産及びその他の形式による表現に自由にアクセスすること、また、自らの文化的アイデンティティ及び文化的習慣を自由に實踐することを尊重しなければならない。これには、自らの文化及び他者の文化について教わる権利が含まれる⁵¹。また、締約国は、先住民が自らの文化及び遺産に対して有する権利、並びに先住民が伝統的に所有、占有又は使用してきた先祖伝来の土地及びその他の天然資源であり、彼らの文化的生活に不可欠なものとの精神的結びつきを維持・強化する先住民の権利を尊重しなければならない。

(e) (単独で、若しくは他者と共に、又はコミュニティ・集団内部において) 自らの生活様式及び第15条第1項(a)に基づく自己の権利に対して影響を与える可能性がある重要な意思決定手続に、積極的に、十分な情報に基づき、差別を受けることなく、自由に参加する権利。

50. 多くの場合、自由、文化的遺産及び多様性を尊重する義務と、これらを保護する義務は、相互関連性を有する。よって、保護義務は、上記第49パラグラフに列挙された権利の行使に対する第三者の妨害を防止する措置を締約国に義務付けるものと解される。また、締約国は、これに加えて以下の義務も負う。

⁴⁹ 「すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」第31条。

⁵⁰ 「文化的多様性に関する世界宣言」第8パラグラフ。

⁵¹ 「文化的権利に関するフリブール原則」第6条(b)及び第7条(b)。

(a) 有事及び平時、並びに自然災害が生じた場合に、あらゆる形態の文化的遺産を尊重し、保護する義務。

多様な創造性を促進し、異文化間の真の対話を促すため、文化遺産は、人間の経験と理想の記録として保存し、発展させ、豊かにし、未来の世代に継承されなければならない。かかる義務には、特に、史跡、記念碑、芸術作品及び文学作品の保護、保存及び復元が含まれる⁵²。

(b) 経済発展及び環境に関する政策及びプログラムにおいて、すべての集団及びコミュニティ（特に、もともと不利益を受け、疎外された個人及び集団）の文化的遺産を尊重し、保護する義務。

グローバリゼーションの悪影響、物資及びサービスの不当な民営化、並びに文化的生活に参加する権利に関する規制緩和には、特に注意を払うべきである。

(c) 先住民の文化的産物（彼らの伝統的知識、自然薬物、民間伝承、儀式及びその他の表現形態を含む。）を尊重し、保護する義務。

これには、国家機関又は民間企業若しくは多国籍企業による違法又は不当な搾取から、先住民の土地、領地及び資源を保護することが含まれる。

(d) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第 19 条及び第 20 条、並びに「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の第 4 条を考慮しながら、文化的アイデンティティに基づく差別を禁止する法律、及び民族的、人種的又は宗教的憎悪の唱道（差別、敵意又は暴力の扇動に該当するもの）を禁止する法律を交付・施行する義務。

51. 充足義務は、助長義務、促進義務及び提供義務に細分化することができる。

52. 締約国は、文化的生活に参加する万人の権利の実現に寄与する広範な積極的措置（経済的措置を含む。）を講じることにより、この権利を助長する義務を負う。以下は、かかる措置の例である。

(a) 文化的多様性の保護及び促進を目的とする政策、並びに豊かで多様な文化的表現へのアクセスを助長する政策を採用する。これには、特に、当該政策の実施に必要な公的機関及び文化的インフラの設立・支援を目的とする措置、並びに地域言語及び少数言語を用いた公共放送により多様性の向上を目指す措置が含まれる。

(b) 多様な文化的コミュニティに属する人々が、自らの文化的習慣及び他者の文化的習慣を自由に、差別を受けることなく実践すること、また、自らの生活様式を自由に選択することを可能にする政策を採用する。

(c) 文化的・言語的マイノリティが、自らの文化的・言語的権利を発展させるために行う結社の権利の行使を促進する。

(d) 芸術家、公的組織及び民間組織（科学アカデミー、文化協会、労働組合、並びに科学的活動及び創造的活動を行う上記以外の個人及び機関を含む。）に対し、金銭的支援又はその他の支援を行う。

(e) 科学者、芸術家及びその他の者が、科学的・文化的な国際的研究活動（例：シンポジウム、会議、セミナー、ワークショップ）に参加することを奨励する。

⁵² 「文化的多様性に関する世界宣言」第 7 条。

(f) マイノリティ又はその他のコミュニティ（移民のコミュニティを含む。）による、自らの文化の保存を目指す取組みを支援するために、適切な措置又はプログラムを実施する。

(g) ある人々が、公共生活において特定のコミュニティから軽視されていたとしても、それにより文化的生活に参加する同人らの権利に悪影響が生じることがないようにするため、差別の構造を是正する適切な措置を講じる。

(h) 個人及び集団間に、相互的な尊重、理解及び寛容に基づく異文化間の建設的関係性をもたらす条件を整えるための適切な措置を講じる。

(i) その文化的アイデンティティに基づき、個人やコミュニティに対して持たれているあらゆる偏見を撤廃するための一般向けキャンペーン（メディア、教育機関及びその他の手段を用いるもの）を実施するために適切な措置を講じる。

53. 促進義務は、（特に農村地域や都市の貧困地域における）文化的生活に参加する権利に関して、又は特殊な状況（特に、マイノリティ及び先住民の状況）に関して、適切な教育が行われるとともに、国民が適切な認識を持つように徹底するための実効的な措置を講じることを締約国に要求する。これには、文化的遺産及び文化的多様性を尊重する必要性に関する教育及び啓蒙活動が含まれる。

54. 充足義務は、個人又はコミュニティが、自らの支配が及ばない理由により、利用可能な手段を用いて文化的生活に参加する権利を自ら実現することができない場合に、同権利の充足に必要なものをすべて提供することを締約国に義務付ける。この義務には、例として、以下が含まれる。

(a) 人々が（単独で、若しくは他者と共に、又はコミュニティ・集団内部において）意思決定手続に効果的に参加すること、文化的生活に参加する権利の保護を主張すること、また、この権利が侵害された場合に補償を請求し、受領することを可能にする適切な法律の実施と、実効的なメカニズムの構築を行う。

(b) 文化的遺産の保存及び復元を目的としたプログラム。

(c) すべての関係者と協議した上で、すべての教育課程に文化教育を取り入れること（歴史、文学、音楽及び他文化の歴史を含む。）。

(d) 経済的理由又はその他の身分による差別をすることなく、すべての人に、美術館、図書館、映画館及び劇場、並びに文化的な活動、サービス及びイベントへのアクセスを保障すること。

C. 中核的義務

55. 当委員会は、一般的意見第3（1990）において、規約に規定された各権利について、最低でも必要最小限レベルの充足を確保することは、各締約国に課された最低限の中核的義務であることを強調した。よって、当委員会は、規約及び人権と文化的多様性の保護に関するその他の国際文書に基づき、規約第15条第1項(a)は、少なくとも、個人が（単独で、若しくは他者と共に、又はコミュニティ・集団内部において）自ら選択した文化に参加することができる環境を作り、これを促進する義務を含むものとする。かかる義務には、以下の即時的な中核的義務が含まれる。

(a) 文化的生活に参加する権利を享受する際の無差別及び男女平等を保障するために必要な立法措置及びその他一切の措置を講じること。

(b) 1 つ又は複数のコミュニティに属し、又は属さない権利、及びその選択を変更する権利を尊重すること。

(c) 人権を尊重しながら（特に、思想、良心及び宗教の自由、言論及び表現の自由、自らが選択した言語を使用する個人の権利、平和的集会及び結社の自由、並びに教育機関の選択及び設立を行う自由の尊重を含む。）、自らの文化的習慣を実践する万人の権利を尊重し、保護すること。

(d) 個人が、差別を受けることなく、またいかなる国境に関わらず、自らの文化又は他文化にアクセスすることを禁止又は制限している障壁又は障害を排除すること。

(e) マイノリティグループ、先住民又はその他のコミュニティに属する人々が、自らに影響を与える法律及び政策の立案及び実施に参加することを許可し、奨励すること。特に、締約国は、彼らの文化的資源（特に、彼らの生活様式及び文化的表現との関連性があるもの）の保存が危ぶまれる場合は、彼らの自由意思と十分な情報に基づく同意を事前に得るべきである。

D. 国際的義務

56. 当委員会は、一般的意見第 3（1990）において、規約で認められている権利を完全に実現するため、個別的に、また国際的援助及び協力を通じて（特に経済上及び技術上の協力を通じて）措置を講じる締約国の義務に注意を促した。締約国は、国連憲章の第 56 条、並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の条項（第 2 条第 1 項、第 15 条及び第 23 条）の精神に従い、規約で認められている権利（文化的生活に参加する権利を含む。）の実現において国際協力が有する重要な役割を認め、これを促進するとともに、この点について共同及び単独の行動を取る義務を充足するべきである。

57. 締約国は、適切な場合には、国際協定を通じて、文化的生活に参加する権利の実現に対して十分な配慮が行われるよう徹底するべきである⁵³。

58. 当委員会は、経済的、社会的及び文化的権利（文化的生活に参加する権利を含む。）の発展及び実現に向けた国際協力を行うことは、締約国（特に、支援を提供すべき立場にある国）の義務であることを再度指摘する。これは、国連憲章の第 55 条及び第 56 条、並びに規約の第 2 条第 1 項、第 15 条及び第 23 条に基づく義務である⁵⁴。

59. 締約国は、国際金融機関との交渉、及び二国間協定の締結に際して、規約第 15 条第 1 項(a)に規定された権利の享受が阻害されないよう徹底するべきである。例えば、締約国が構造調整プログラムに基づき採用する戦略、プログラム及び政策により、文化的生活に参加する万人（特に、もっとも不利益を受け、疎外された個人及び集団）の権利に関する締約国の中核的義務が妨げられるべきではない⁵⁵。

⁵³ 一般的意見第 18（2005）第 29 パラグラフ参照。

⁵⁴ 一般的意見第 3（1990）第 14 パラグラフ。また、一般的意見第 18（2005）第 37 パラグラフも参照。

⁵⁵ 一般的意見第 18（2005）第 30 パラグラフを参照。

IV. 違反

60. 締約国は、自国が負う一般的義務及び具体的義務の遵守を証明するため、利用可能なリソースを最大限に用いて、文化的自由の尊重及び保護を確保する適切な措置と、文化的生活に参加する権利の完全な実現に必要な措置を講じたことを証明しなければならない。また、締約国は、男女が、平等に、差別を受けることなく権利を享受するよう保障したことも証明しなければならない。

61. 締約国が措置を講じる義務を遵守したか否かを評価するに際して、当委員会は、その実施が当該権利の達成に合理的又は相応のものであるか、人権及び民主主義の原則に従っているか、また、監視及び説明責任の適切な枠組みに服しているかという点に着目する。

62. 違反は、締約国、又は締約国の管理が不十分な他の主体若しくは機関（特に、民間のものを含む。）による直接的行為により生じる可能性がある。多くの場合、文化的生活に参加する権利の侵害は、締約国が、個人又はコミュニティによる文化的な生活、習慣、物資及びサービスへのアクセスを妨げることにより生じる。

63. 第 15 条第 1 項(a)の違反は、締約国が、同条に基づく法的義務を遵守するために必要な措置を講じなかった場合にも生じる。不作為による違反には、文化的生活に参加する万人の権利の完全な実現に向けた適切な措置を講じないこと、また、人々が文化的生活に参加する権利を十分に行使できるようにするための関連法を施行せず、又はそのための行政的救済、司法的救済若しくはその他の適切な救済を与えないことが含まれる。

64. 違反は、締約国が、個人又は集団の幸福に有害な慣行と闘う措置を講じない場合にも生じる。こうした悪しき慣行（慣習や伝統に由来するものを含む。例えば、女性器切除、魔術を使ったとする主張等）は、その被害者が第 15 条第 1 項(a)に規定された権利を十分に行使することの妨げとなる。

65. 文化的生活に参加する権利に関し、意図的に後退的措置を講じる場合は、もっとも慎重な考慮を行う必要がある。また、規約に規定された権利全体に照らして、また利用可能なリソースを最大限に用いるという観点から、その措置が十分に正当化される必要がある。

V. 国内レベルでの実施

A. 法律、戦略及び政策

66. 締約国は、権利を完全に実現する上でもっとも適切と考える措置を選択する幅広い裁量を有するが、締約国は、差別のない文化的生活へのアクセスをすべての人に保障するための措置をただちに講じなければならない。

67. 締約国は、少なくとも、中核的義務の最低限の内容（第 56（**訳注：55 の誤記と思われる。**）パラグラフを参照。）をただちに確保するために必要な措置を、遅滞なく講じなければならない。こうした措置（例：法律における無差別を保障する措置）の多くは、必ずしも金銭的リソースを必要としない。リソースを要する他の措置が存在しうるにせよ、上記のような措置は、上記のような最低限の内容を実施する上で不可欠なものである。こうした措置は静的なものではなく、締約国は、規約において認められた権利（及び、本一般的意見との関係では、第 15 条第 1 項(a)に規定された権利）の完全な実現に向けて漸進しなければならない。

68. 当委員会は、すべての人に文化的生活への効果的なアクセスを保障するため、特にもっとも不利益を受け、疎外された個人及び集団に配慮しつつ、各社会が有する貴重な文化的資源を最大限に活用すること、また、それらをすべての人の手に届く範囲に置くことを締約国に奨励する。

69. 当委員会は、文化的生活に参加する万人の権利により生じる包摂的な文化的エンパワーメントは、すべての人が、民主主義社会において自らの文化の価値を平等に享受することができるよう、不均衡を縮小するための手段になることを強調する。

70. 締約国は、規約第 15 条第 1 項(a)に規定された権利の実現に際し、文化の物質的側面（例：美術館、図書館、劇場、映画館、記念碑、史跡）にとどまらず、すべての人の無形文化財（例：言語、知識、伝統）への効果的なアクセスも促進する政策、プログラム及び積極的措置を採用するべきである。

B. 指標及びベンチマーク

71. 締約国は、国内の戦略及び政策において、適切な指標及びベンチマークを定めるべきである（文化的生活に参加する権利の実現状況を効果的に監視すること、及び同権利の完全な実現に向けた進捗状況を評価することを可能にする、細分化された統計及びタイムフレームを含む。）。

C. 救済手段及び説明責任

72. 締約国が採用する戦略及び政策には、第 15 条第 1 項(a)違反の主張に関する捜査及び調査、責任の明確化、結果の公表、並びに被害者への補償に必要な行政的、司法的又はその他の救済の提供を行うための効果的なメカニズム及び機関の設立が規定されているべきである（ただし、それらが存在しない場合に限る。）。

VI. 非国家主体の義務

73. 規約の遵守は、主として締約国の義務であるが、市民社会の全構成員（個人、集団、地域社会、マイノリティ、先住民、宗教団体、民間組織、会社及び市民社会一般）もまた、文化的生活に参加する万人の権利の効果的な実現に関して責任を負っている。締約国は、この権利の尊重に関して企業部門及びその他の非国家主体に課されている責任の統制を行うべきである。

74. 地域社会及び文化協会は、文化的生活に参加する万人の権利の地域及び国内レベルでの促進において、また、締約国が行う第 15 条第 1 項(a)に基づく義務の履行への協力において重要な役割を果たす。

75. 当委員会は、締約国が、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界知的所有権機関（WIPO）、国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機構（FAO）、世界保健機関（WHO）及び世界貿易機関（WTO）といった国際機関の一員として、これらの組織の文化分野及びその関連分野における政策・決定が、規約に基づく締約国の義務（特に、第 15 条、第 2 条第 1 項、第 22 条及び第 23 条に規定された、国際的援助及び協力に関する義務）と矛盾しないようにするため、可能な限りあらゆる措置を講じる義務を負うことを指摘する。

76. 国連機関及び専門機関は、その権限の範囲内で、規約第 22 条及び第 23 条に従い、第 15 条第 1 項(a)の漸進的実施に貢献する国際的措置を講じるべきである。

特に、UNESCO、WIPO、ILO、FAO、WHO 並びにこれらに關係する国連の機関、基金及びプログラムは、文化的生活に参加する万人の權利に關係する業務において、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）と協力して、人権原則と人権義務を配慮する取組みの強化を行うことが求められる。
